

田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、旧基準の木造住宅等の所有者等が行う耐震改修工事等に要する費用について、予算の範囲内において田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地震発生時における木造住宅等の倒壊等による被害の軽減を図り、もって震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (2) 木造住宅 木造の住宅で階数が2以下の在来軸組構法及び伝統構法によるものをいう。
- (3) 非木造住宅 住宅のうち、木造住宅以外の住宅をいう。
- (4) 特定既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物をいう。
- (5) ブロック塀等 門柱、門扉及び擁壁を除くレンガ造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造（以下「組積造」という。）の塀、補強コンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀その他これらに類するもの（塀と一体不可分であり、同一構造の擁壁を含む。）をいう。
- (6) 木造住宅等 木造住宅、非木造住宅、特定既存耐震不適格建築物及びブロック塀等をいう。
- (7) 非木造住宅等 非木造住宅及び特定既存耐震不適格建築物（住宅及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）第4条第2号に規定する組積造の塀を除く。）をいう。
- (8) 旧基準 昭和56年5月31日以前に着工されたものをいう。
- (9) 木造住宅耐震診断 田原市が実施する田原市木造住宅無料耐震診断事業実施要綱（以下「木造住宅耐震診断要綱」という。）に基づく耐震診断をいう。
- (10) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点
- (11) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。
- (12) 木造住宅耐震改修事業 木造住宅耐震診断の結果をもとに地震に対する安全性の向上を目的として実施する別表第1木造住宅耐震改修事業の項に定める事業内容をいう。
- (13) 耐震改修工事 別表第1事業内容の欄に定めるもののうち、調査及び耐震改修計画の作成等（以下「調査等」という。）以外の事業をいう。
- (14) 簡易耐震対策事業 地震発生時における住宅の倒壊等の危険から人の生

- 命を守るための住宅内の安全な空間づくりを目的とした対策をいう。
- (15) 木造住宅解体事業 地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害を防止することを目的とした当該木造住宅の解体、廃棄物の運搬及び処分に関する工事をいう。
 - (16) 非木造住宅等耐震診断事業 非木造住宅等について行う耐震改修促進法第4条第2項第3号に定める技術上の指針となるべき事項による耐震診断をいう。
 - (17) 非木造住宅耐震改修事業 非木造住宅等耐震診断事業の結果をもとに地震に対する安全性の向上を目的として実施する別表第1 非木造住宅耐震改修事業の項に定める事業内容をいう。
 - (18) 倒壊又は転倒の危険性があるブロック塀等 建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）によるブロック塀等の安全点検のためのチェックポイント（以下「国交省チェックポイント」という。）又は愛知県建築物地震対策推進協議会が作成したチェックポイント（以下「推進協チェックポイント」という。）による点検の結果、不適合な箇所が1以上あるブロック塀等をいう。ただし、組積造の塀の場合は、国交省チェックポイントによる点検の結果、不適合な箇所が1以上ある塀をいう。
 - (19) 安全な塀 国交省チェックポイント及び推進協チェックポイントによる点検の結果、不適合な箇所がないことを、建築士が確認した塀をいう。
 - (20) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び一般の交通の用に供する道をいう。
 - (21) 避難地 田原市地域防災計画に規定する避難地をいう。
 - (22) ブロック塀等安全対策 次のいずれかに該当する工事をいう。
 - ア 撤去工事 地震発生時における倒壊又は転倒の危険性があるブロック塀等を撤去し、又は一部を撤去することで安全な塀とする工事をいう。
 - イ 建替等工事 地震発生時における倒壊又は転倒の危険性があるブロック塀等を安全な塀に建て替えし、又は改修する工事をいう。ただし、道路内にブロック塀等を建て替えし、又は道路内のブロック塀等を改修する場合を除く。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 第5条に規定する補助対象事業に係る木造住宅等の所有者又は当該所有者の同意を得た者（以下「本人」という。）であること。ただし、法人を除く。
- (2) 本人及びその世帯構成員の中に市税を滞納している者がいないこと。
- (3) 本人及びその世帯構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象木造住宅等）

第4条 補助金の交付対象となる木造住宅等は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 田原市内にある旧基準の住宅、特定既存耐震不適格建築物又はブロック塀等であること。ただし、法人が所有するものを除く。
- (2) 耐震改修促進に係る他の制度に基づく補助等を受けたものでないこと。
- (3) 過去にこの要綱に定める補助金の交付を受けた敷地でないこと。ただし、

別表第2 木造住宅耐震改修事業の項から非木造住宅耐震改修事業の項までに規定する事業と同表ブロック塀等安全対策事業の項に規定する事業は兼ねることができる。

(4) 公共事業による移転等により補償金を受けるものでないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業の種類ごとに別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、事業の種類ごとに別表第3に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の契約の締結前に、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第4に定める事業の種類ごとに掲げる書類を添付して、田原市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付を決定したときは田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号。以下「不交付決定通知書」という。）により、それぞれ当該申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があるときは条件を付することができる。

(改修計画確認申請)

第9条 木造住宅耐震改修事業又は非木造住宅耐震改修事業の申請者は、耐震改修工事及び工事監理委託の契約の締結前に、田原市木造住宅等耐震改修促進事業改修計画確認申請書（様式第4号。以下「改修計画確認申請書」という。）に別表第5に定める事業の種類ごとに掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、改修計画確認申請書を受理した場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは申請者に田原市木造住宅等耐震改修促進事業改修計画確認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知に併せて、申請者に市長の指定する工程（以下「指定工程」という。）を田原市木造住宅等耐震改修促進事業指定工程通知書（様式第6号。以下「指定工程通知書」という。）により通知するものとする。

4 申請者は、第2項の規定による通知を受けた後でなければ、補助対象となる木造住宅耐震改修事業又は非木造住宅耐震改修事業による耐震改修工事及び工事監理委託の契約の締結をしてはならない。

(中間検査)

第10条 申請者は、木造住宅耐震改修事業が指定工程に初めて達したときは、直ちに田原市木造住宅等耐震改修促進事業中間検査申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) 監理業務委託契約書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合において、木造住宅耐震改修事業の基準に適合するかどうかの検査（以下「中間検査」という。）を行い、適当と認めたときは申請者に田原市木造住宅等耐震改修促進事業中間検査合格通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 中間検査に合格しなかった申請者は、市長の指示により、木造耐震改修事業の基準に適合しない箇所を是正しなければならない。この場合において、是正の完了後直ちに、中間検査を受けなければならない。

4 指定工程後の工程に係る工事は、第2項の規定による通知を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

（事業の変更）

第11条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に事業内容を変更しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第9号）に変更内容に関する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、事業内容が適正である場合は、変更した後の提出とすることができる。

- (1) 改修計画確認申請書の提出に伴い事業内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業以外の事業を変更しようとするとき。
- (3) 工期を変更しようとするとき。
- (4) 事業者を変更しようとするとき。
- (5) 事業費及び耐力の変更を伴わない改修仕様を変更しようとするとき。（木造住宅耐震改修事業に限る。）

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、申請者に田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付変更承認通知書（様式第10号。以下「変更承認通知書」という。）により通知し、不適当と認めたときは、申請者に田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付却下通知書（様式第11号。以下「却下通知書」という。）により通知するものとする。

3 申請者は、第1項第2号から第5号までに該当する場合は、田原市木造住宅等耐震改修促進事業変更届（様式第12号）に変更内容に関する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助事業の中止）

第12条 申請者は、第8条の規定により交付決定を受けた事業を中止しようとするときは、田原市木造住宅等耐震改修促進事業中止届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告等）

第13条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業完了の日から起

算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月15日（当該日が土、日及び祝日の場合は、翌日以後の最初の開庁日とする。）のいずれか早い期日までに、田原市木造住宅等耐震改修促進事業実績報告書（様式第14号。以下「実績報告書」という。）に別表第6に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金確定通知書（様式第15号）により、その旨を申請者に通知し、不適当と認めたときは、申請者に却下通知書により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 申請者は、前条の規定による通知（却下通知書を除く。）を受けた日から起算して30日以内に田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第16条 申請者は、次条に定める場合を除き補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（地位の承継）

第17条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で事業を行う意思があるときは、地位を承継することができる。

2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で事業を行う意思があるときは、地位を承継することができる。

3 前2項の規定により地位の承継を受けようとする者は、田原市木造住宅等耐震改修促進事業承継届（様式第17号）に地位を承継する者であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第18条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件、法令並びにこの要綱に違反したとき。

(4) 申請者が第12条の規定による中止届を提出したとき。

(5) 第13条に定める期日までに、実績報告書が提出されなかったとき。

(6) 第14条の審査の結果、対象事業の完了が認められないとき。

(7) 市長の承認を受けないで補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止したとき。

(8) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合は、田原市木造住宅等耐震改修促進事業補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第18号）により申請者に通知するものとする。

（遅延利息）

第19条 申請者は、前条の規定により、補助金の返還を命じられこれを市長の定める納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（申請者に対する助言）

第20条 市長は、申請者に対して、木造住宅等の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な助言をすることができる。

（調査に対する協力）

第21条 申請者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（書類の保管）

第22条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第23条 補助金の交付については、この要綱及び田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第18条及び第19条の規定については、この要綱の失効後もなお効力を有する。

（田原市木造住宅解体工事費助成事業補助金交付要綱の廃止）

- 3 田原市木造住宅解体工事費助成事業補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業の種類	事業内容	耐震補強工事に係るもの	改修設計に係るもの	附帯工事に係るもの
木造住宅耐震改修事業	調査		耐震精密診断 地盤調査	
	耐震改修計画の作成等		(1) 改修設計 (2) 工事監理	
	上部構造評定において必要耐力（ Q_r ）を低減させることを目的とした工事	地盤改良工事		(1) 屋根工事 (2) 木造躯体工事 （屋根及び壁の軽量化を図るもの並びに床面積を減ずるもの） (3) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (4) 撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装及び建築設備の工事）
	上部構造評定において壁柱の耐力（ Q_u ）を向上させることを目的とした工事	(1) 木造躯体工事 (2) 基礎工事（土工事を含む。）		(1) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (2) 撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装及び建築設備の工事）
	総合判定において劣化度（ d_k ）の評価を向上させることを目的とした工事			(1) 木造躯体工事（劣化部材の取替え） (2) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (3) 撤去部分の復旧工事（造作、左官、内外装、建具、塗装及び建築設備の工事）

	その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事
非 木 造 住 宅 耐 震 改 修 事 業	調査	事前調査	地盤調査	
	耐震改修計画の作成等		(1) 改修設計 (2) 工事監理	
	構造耐震指標 (Is) 又は保有水平耐力に係る指標 (q) の評価を向上させることを目的とした工事	(1) 躯体工事 (鉄骨工事、コンクリート工事等) (2) 基礎工事 (土工事を含む。)		(1) 仮設工事及び既設部分の撤去工事 (2) 撤去部分の復旧工事
	その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事

別表第2 (第5条関係)

事業の種類	補助対象事業
木造住宅耐震改修事業	木造住宅耐震診断の結果、判定値が1.0未満と診断された木造住宅について、判定値を1.0以上とし、かつ当該工事に着手する前の判定値に0.3を加算した値以上とする耐震改修工事であって、その調査等を、建築士が実施する木造住宅耐震改修事業
簡易耐震対策事業	木造住宅耐震診断の結果、判定値が1.0未満と診断された木造住宅又は、非木造住宅等耐震診断の結果、「倒壊の危険性がある」と判断された非木造住宅について行う次の各号のいずれかに該当する事業であって、住宅内の安全な空間づくりの効果について市長が認める簡易耐震対策事業 (1) 簡易耐震補強事業 判定値を耐震補強工事により向上させるための事業をいい、建築士（非木造の場合は木造建築士を除く。）がその内容を確認したものであって、次に掲げる住宅の区分に応じて定める内容に適合するものであること。 ア 木造住宅 (一財) 日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法または、同協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフトの精密診断法による木造住宅の診断プログラムを利用して、判定値が向上することが明らかなもの

	イ 非木造住宅 耐震改修促進法第4条第2項第3号に規定する技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）により安全な構造に向上するもの (2) 耐震シェルター事業 愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱（以下「愛知県補助金交付要綱」という。）第2第21号に規定する耐震シェルターを設置するもの
木造住宅解体事業	次の各号のいずれかに該当する木造住宅解体事業（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等（ただし、空家法第14条第3項に規定する命令に係る部分を除く。）及び住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅（災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む。）を除く。） (1) 第7条の規定による補助金の交付を申請しようとする日の属する年度前に報告を受けた木造住宅耐震診断の結果、判定値が1.0未満と診断されたもの (2) 住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）（令和6年1月30日付け国住市第40号）別添「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」（以下「耐震診断調査表」という。）のⅡに該当しかつ建築士がⅢにより、倒壊の危険性があると判断した住宅 (3) 耐震診断調査表のⅡに該当しかつⅣにより倒壊の危険性があると建築士が判定した住宅
非木造住宅等耐震診断事業	次の各号のいずれにも該当する非木造住宅等耐震診断事業 (1) 建築士（非木造の場合は木造建築士（建築士法第2条第3項に規定する木造建築士（以下「木造建築士」という。）を除く。）が行うものであること。 (2) 構造に応じて適切に実施するものであること。
非木造住宅耐震改修事業	非木造住宅等耐震診断の結果、「倒壊の危険性がある」と判断された非木造住宅について耐震改修促進法に基づいた耐震改修工事であってその調査等を、建築士（非木造の場合は木造建築士を除く。）が実施する非木造住宅耐震改修事業
ブロック塀等安全対策事業	敷地内の次の各号の全てに該当するブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）の全てに対して行うブロック塀等安全対策事業 (1) 道路又は避難地から1メートル以内であること。 (2) 前面道路の路面又は避難地の地盤面からの高さが1メートル以上（高さ1メートル以上の部分が延長の過半を占めるもの）であること。 (3) 倒壊又は転倒の危険性があるブロック塀等であること。

別表第3（第6条関係）

事業の種類	補助金の額	
木造住宅耐震改修事業	1 次の各号に掲げる額の合計額とする。 (1) 140万円。なお、次のア、イに掲げる条件に該当する場合は、それぞれに定める額を加算することができる。ただし、当該補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）と合計額を比較していずれか少ない額とする。 ア 申請時の年度末時点で満65歳以上の者のみで構成される世帯（以下「高齢者のみ世帯」という。）が居住し、かつ、所有する住宅であること 20万円 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定する建設業を営むもので、法人にあっては本店又は支店、個人にあっては主たる事業所を田原市内に有するもの（以下「市内建設業者」という。）が工事を行うもの 10万円 (2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額 2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。	
簡易耐震対策事業	補助対象経費と40万円を比較していずれか少ない額	
木造住宅解体事業	補助対象経費の2分の1に相当する額と10万円を比較していずれか少ない額	
非木造住宅等耐震診断事業	非木造住宅（一戸建て）	補助対象経費と30万円を比較していずれか少ない額
	非木造住宅（一戸建て以外）、特定既存耐震不適格建築物（住宅及び政令第4条第2号に規定する組積造の塀を除く。）	補助対象経費と次に掲げる額を比較して、いずれか少ない額。（1棟当たり100万円を超えるときは100万円とする。） (1) 延べ面積が1,000㎡以内の場合は、1㎡当たり3,670円を乗じて得た額 (2) 延べ面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の場合は、1㎡当たり1,570円を乗じて得た額 (3) 延べ面積が2,000㎡を超える場合は、1㎡当たり1,050円を乗じて得た額
非木造住宅等耐震改修事業	次に掲げる額の合計額とする。 (1) 140万円 ただし、補助対象経費と合計額を比較していずれか少ない額 (2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額 2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。	

ブロック塀等安全対策事業	補助対象経費の2分の1に相当する額と次に掲げる額を比較して、いずれか少ない額 (1) 撤去ブロック塀等の延長に1メートル当たり5,000円を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは20万円とする。） (2) 建替等工事を行う塀等の延長に1メートル当たり2万円を乗じて得た額（その額が30万円を超えるときは30万円とする。）
--------------	--

備考

ブロック塀等安全対策事業の建替等工事について、補助対象ブロック塀等の延長と建替等工事後の延長が異なる場合は、短い方を補助金額算定における延長とする。

別表第4（第7条関係）

事業の種類	書類
木造住宅耐震改修事業	1 事業者一覧表（様式第19-1号）
	2 木造住宅耐震診断要綱第5条第3項に規定する報告書の写し
	3 案内図
	4 公図の写しその他これに準ずるものとして市長が認める図面
	5 現場写真
	6 補助対象経費が確認できる書類
	7 旧基準の木造住宅であることを証明する書類であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 家屋課税証明書 (2) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証 (3) その他申請に係る住宅の建築時期が確認できる書類
	8 誓約書（様式第20号）
	9 同意書（様式第21号）
	10 世帯全員の住民票（高齢者のみ世帯に限る）
	11 その他市長が必要と認める書類
簡易耐震対策事業	1 事業者一覧表（様式第19-2号）
	2 木造住宅耐震診断要綱第5条第3項に規定する報告書の写し（木造住宅に限る。）又は第14条に規定する確定通知書の写し（非木造住宅に限る。）
	3 案内図
	4 公図の写しその他これに準ずるものとして市長が認める図面
	5 配置図
	6 平面図
	7 現場写真
	8 補助対象経費が確認できる書類
	9 旧基準の木造住宅又は非木造住宅であることを証明する書類であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 家屋課税証明書 (2) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証 (3) その他申請に係る住宅の建築時期が確認できる書類
	10 誓約書（様式第20号）

	1 1 同意書（様式第 2 1 号）
	1 2 その他市長が必要と認める書類
木造住宅解体事業	1 木造住宅耐震診断要綱第 5 条第 3 項に規定する報告書の写し又は耐震診断調査票
	2 案内図
	3 公図の写しその他これに準ずるものとして市長が認める図面
	4 現場写真
	5 補助対象経費が確認できる書類
	6 旧基準の木造住宅であることを証明する書類であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 家屋課税証明書 (2) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証 (3) その他申請に係る住宅の建築時期が確認できる書類
	7 誓約書（様式第 2 0 号）
	8 同意書（様式第 2 1 号）
	9 その他市長が必要と認める書類
非木造住宅等耐震診断事業	1 事業者一覧表（様式第 1 9 - 3 号）
	2 案内図
	3 公図の写しその他これに準ずるものとして市長が認める図面
	4 補助対象経費が確認できる書類
	5 旧基準の非木造住宅であることを証明する書類であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 家屋課税証明書 (2) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証 (3) その他申請に係る住宅の建築時期が確認できる書類
	6 誓約書（様式第 2 0 号）
	7 同意書（様式第 2 1 号）
	8 その他市長が必要と認める書類
非木造住宅耐震改修事業	1 事業者一覧表（様式第 1 9 - 4 号）
	2 耐震診断結果報告書の写し（第 1 4 条の規定により補助金の確定を受けたものに限る。）
	3 案内図
	4 公図の写しその他これに準ずるものとして市長が認める図面
	5 現場写真
	6 補助対象経費が確認できる書類
	7 旧基準の非木造住宅であることを証明する書類であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 家屋課税証明書 (2) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証 (3) その他申請に係る住宅の建築時期が確認できる書類
	8 誓約書（様式第 2 0 号）
	9 同意書（様式第 2 1 号）

	10 その他市長が必要と認める書類
ブロック塀等安全対策事業	1 事業者一覧表（様式第19-5号）
	2 案内図
	3 公図の写しその他これに準ずるものとして市長が認める図面
	4 配置図
	5 平面図、立面図その他これらに類する書類
	6 断面図（建替等工事を実施する場合に限る。）
	7 現場写真
	8 補助対象経費が確認できる書類
	9 国交省チェックポイントによる点検の結果、不適合な箇所が1以上あることが確認できる書類又は推進協チェックポイントによる点検の結果、不適合な箇所が1以上あることが確認できる書類
	10 誓約書（様式第20号）
	11 同意書（様式第21号）
	12 その他市長が必要と認める書類

別表第5（第9条関係）

事業の種類	書類
木造住宅耐震改修事業	1 事業者一覧表（補助金交付申請時に提出したものから内容が変更となった場合に限る。）
	2 現況耐震診断書（改修設計に伴い現況判定値の見直しを行った場合に限る。）
	3 補強計算書
	4 配置図
	5 平面図
	6 軸組図及びN値計算表（接合部の補強を行う場合に限る。）
	7 基礎断面図（基礎補強を行う場合に限る。）
	8 屋根伏図（屋根の軽量化等を行う場合に限る。）
	9 補助対象経費計算書（様式第22号）、工事監理費見積書の写し及び工事費見積書の写し
	10 設計業務委託契約書の写し
	11 その他市長が必要と認める書類
非木造住宅耐震改修事業	1 事業者一覧表（補助金交付申請時に提出したものから内容が変更となった場合に限る。）
	2 着手前耐震診断書（設計に伴い現況耐力の見直しを行った結果が、別表第4非木造住宅耐震改修事業の項に定める耐震診断結果報告書の写しと異なる場合に限る。）
	3 補強計算書
	4 配置図
	5 平面図
	6 詳細図

	7 補助対象経費計算書、工事監理費見積書の写し及び工事費見積書の写し
	8 設計業務委託契約書の写し
	9 その他市長が必要と認める書類

別表第6（第13条関係）

事業の種類	関係書類
木造住宅耐震改修事業	1 工事写真チェックシート（様式第23号）
	2 工事写真
	3 領収書の写し（補助金交付後30日以内に領収書の写しを提出する場合は、請求書の写し）
	4 その他市長が必要と認める書類
簡易耐震対策事業	1 工事写真
	2 領収書の写し（補助金交付後30日以内に領収書の写しを提出する場合は、請求書の写し）
	3 契約書の写し
	4 その他市長が必要と認める書類
木造住宅解体事業	1 工事写真
	2 領収書の写し（補助金交付後30日以内に領収書の写しを提出する場合は、請求書の写し）
	3 契約書の写し
	4 その他市長が必要と認める書類
非木造住宅等耐震診断事業	1 耐震診断結果報告書
	2 領収書の写し（補助金交付後30日以内に領収書の写しを提出する場合は、請求書の写し）
	3 契約書の写し
	4 その他市長が必要と認める書類
非木造住宅耐震改修事業	1 工事写真
	2 領収書の写し（補助金交付後30日以内に領収書の写しを提出する場合は、請求書の写し）
	3 契約書の写し
	4 その他市長が必要と認める書類
ブロック塀等安全対策事業	1 工事写真
	2 領収書の写し（補助金交付後30日以内に領収書の写しを提出する場合は、請求書の写し）
	3 契約書の写し
	4 その他市長が必要と認める書類